

大村市都市計画マスタープランを改訂しました

本市では、平成24年に都市計画マスタープランを改訂し「日本一“住みたくなるまち”大村」を将来都市像に定め、まちづくりを推進してきました。改訂から10年が経過し、本市をとりまく社会情勢の変化への対応や、第5次大村市総合計画後期基本計画などのまちづくりに関わる新たな計画との整合を図るべく、『大村市都市計画マスタープラン』を改訂しました。

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき策定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものです。市民に最も身近な行政機関である市が、市民の意向を反映させながら、身近な都市空間の充実や地域の個性を活かしたまちづくりに向け、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

将来都市像

将来都市像は、計画の推進により実現を目指すまちの姿のことで、まちの特性や課題、将来に対する希望やメッセージを含め、将来都市像を以下のとおり定めました。

人があつまる
まちがつながる
ミライがひろがるまち
大村

計画の基本事項

計画対象区域：市全域
目標年次：令和22(2040)年度
目標人口：101,100人※
※人口ビジョンの推計値を基に設定

まちづくりの目標

将来都市像の達成に向けたまちづくりの目標を以下のとおり定めました。さらに、本計画ではそれらを達成するための分野別の整備方針(土地利用・拠点、道路・交通、水とみどり、上下水道など)を定めました。

- 目標Ⅰ 多様な都市活動を支える持続可能でコンパクトなまちをつくります
- 目標Ⅱ 元気・笑顔の暮らしを支える、快適な居住環境をつくります
- 目標Ⅲ 自然や歴史・文化を活かし、まちの潤いと魅力を創出します
- 目標Ⅳ 自然災害に強くしなやかさを持った、安全・安心なまちをつくります
- 目標Ⅴ 賑わいと成長をもたらす、新たな交流・連携を展開します

将来都市構造

将来都市構造は、本市が目指す土地の使い方、都市施設の配置や都市機能の集積などのあり方を、まちの骨格を形成する「ゾーン」「軸」「拠点」の3要素で概念的に表現したものです。

ゾーン	都市ゾーン		都市拠点	
	田園住宅ゾーン		地域拠点	
	森林ゾーン		地区拠点	
	海辺ゾーン		産業拠点	
軸	都市骨格軸		自然・レクリエーション拠点	
	地域連携軸		交通結節拠点	

[将来都市構造図]

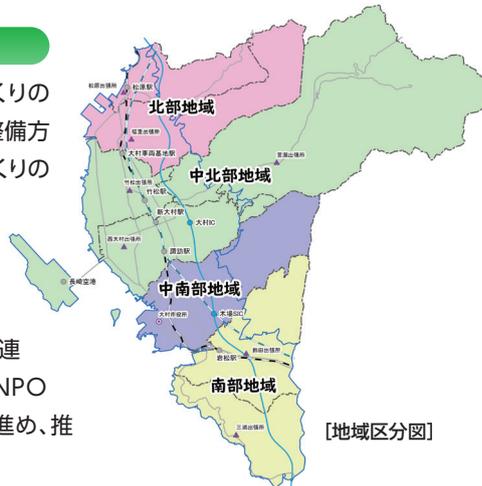


地域別構想

全体構想(将来都市像、まちづくりの目標、将来都市構造、分野別の整備方針)を踏まえ、地域ごとにまちづくりのテーマや目標、整備方針を定めました。

実現化方策

国・県・近隣市町・関係機関との連携強化や、行政・市民・事業者・NPOなどが協力し合う体制づくりを進め、推進体制の充実を図ります。



[地域区分図]

大村市立地適正化計画を改訂しました

本市では、平成29年に立地適正化計画を策定し、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めてきました。策定から5年が経過し、計画目標の達成状況の把握や必要に応じた計画の見直しを行う時期となったことに加えて、頻発・激甚化する災害に対応するため、令和2年の都市再生特別措置法の改正により「防災指針」の記載が位置づけられたことから、『大村市立地適正化計画』を改訂しました。

立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、平成26年の都市再生特別措置法の改正で創設された制度で、将来的な人口減少や高齢化に対して、持続可能な都市を実現するため、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実を目指す計画です。

まちづくりのターゲットとストーリー

この計画の取り組みを通して目指す『まちづくりの方針(ターゲット)』と『課題解決のために必要な施策・誘導方針(ストーリー)』を以下のとおり定めました。

ターゲット

**高齢者や子育て世代も
いきいきと暮らせるまちづくり**

ストーリー

- ◆安心して住み続けられる良好な住環境の形成
- ◆多様な交流や活動、にぎわいを生み出す都市環境の形成
- ◆まちなか〜郊外までを繋ぐ公共交通ネットワークの構築
- ◆市民・事業者等・行政が一体となった総合的な防災・減災対策の推進

届出制度

計画の公表後は、居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールするために、**以下の行為を行う際には、届出が必要になります。**(都市再生特別措置法第88条、第108条)

- 居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発等を行う場合
- 都市機能誘導区域外で誘導施設の建築等を行う場合
- 都市機能誘導区域内で誘導施設を休廃止する場合【新規】

※詳細については、市ホームページ掲載の「届出の手引き」をご覧ください。

防災指針

本計画では、地区ごとの防災上の課題を踏まえ、災害リスクに対して安全・安心な住環境を確保するための取り組み方針を以下のとおり定めました。

地区ごとの防災上の課題

取り組み方針

災害リスクの回避

被害発生防止

- ・災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外 **洪水 土砂**
- ・保守点検、降雨前の事前放流による低水位管理 **ため池**

災害リスクの低減

基盤整備

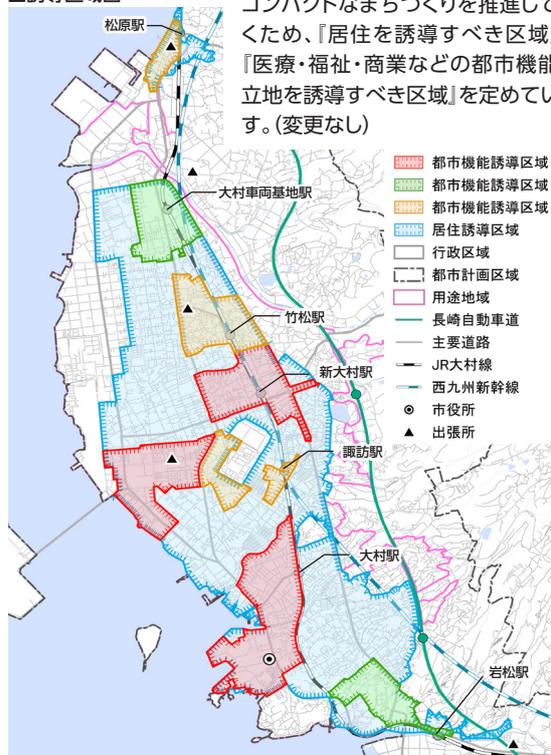
- ・緊急輸送路の整備促進 **共通**
- ・河川の拡幅や護岸の整備など **洪水**
- ・土砂災害警戒区域などでの対策工の実施 **土砂**
- ・堤防、護岸および避難路の整備 **津波**
- ・防災重点農業用ため池の整備促進 **ため池**

計画の基本事項

計画対象区域：都市計画区域全体
目標年次：令和17(2035)年度

居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定

■誘導区域図



避難環境の充実

- ・備蓄倉庫などの整備 **共通**
- ・市民、事業所による備蓄の促進 **共通**
- ・道路、橋梁などの維持、管理 **共通**
- ・避難路の整備 **共通**

避難体制の充実

- ・自主防災組織などの結成、育成 **共通**
- ・地区防災計画の作成、提案の奨励 **共通**
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成など **共通**
- ・警戒などの伝達手段の確立 **共通**

適切な情報提供、意識啓発

- ・浸水想定区域、避難所などの周知 **洪水 津波 ため池**
- ・市民への的確な情報提供体制 **洪水**
- ・警戒区域、避難所などの周知 **土砂**
- ・迅速な避難勧告、指示のための連絡体制の周知 **ため池**

軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日(火)です

内 容 軽自動車税(種別割)は、市役所・各出張所・金融機関・郵便局のほか、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでも納付できます。納税通知書(納付書)は5月上旬に送付します。忘れずに納付しましょう。

納 期 限 5月31日(火)

取り扱いができる主なコンビニエンスストア…セブン-イレブン・ローソン・ファミリーマート・デイリーヤマザキ

※そのほかの取り扱い店舗は、送付する納税通知書の裏面に記載 ※取り扱いできない店舗や手数料がかかる場合があります。

取り扱いができるスマートフォンアプリ…PayPay、LINE Pay、PayB、支払秘書

◆軽自動車税(種別割)をスマートフォンアプリで納付する人へ

●車検時の納税証明書の取り扱いについて

・5月31日(火)までに納付された人には、6月中旬に納税証明書を送付します(過年度に未納がある場合を除く)。

・車検で早急に必要の場合は、金融機関などの窓口またはコンビニエンスストアで納付し、領収印が押された納税証明書をご利用ください。なお、納税証明書の有効期限が表示されていない場合は、税務課税制管理グループまでお問い合わせください。

◆軽自動車税(種別割)の減免申請は早めに済ませましょう

減免対象

次のいずれかに該当すれば減免対象となります。

1 障がい者の通学、通院、通所または仕事のために使用する車で、次の①～②に該当するもの。
ただし、普通車を含め1台に限ります。

①障害者手帳などをお持ちの人が所有する軽自動車など

②障害者手帳などをお持ちの人と生計が同じ人が所有する軽自動車など

※手帳の等級や障がいの程度によっては、減免が受けられない場合もあります。

2 車いす移動車など、車両の構造が障がい者用となっている軽自動車

申請方法

税務課市民税グループに、次の書類を持参し申請してください。

①軽自動車税(種別割)納税通知書

②身体障害者手帳(戦傷病者手帳)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

※精神障害者の場合は自立支援医療受給者証(精神通院)も必要になります。

③車検証

④減免を申請する車両を運転する人の運転免許証

⑤減免を申請する車両の所有者の個人番号がわかるもの(マイナンバーカードや通知カード)

申請期限

納税通知書が届いてから**5月24日(火)まで**

※納税通知書が届かない場合は、申請期限前に税務課市民税グループまでお問い合わせください。

※申請期限を過ぎると減免できませんのでご注意ください。

※普通自動車の減免手続きは、県央振興局で受け付けています。

◆問い合わせ

税の内容に関すること ●税務課市民税グループ(内線116)

税の納付(スマートフォンアプリ含む)に関すること ●税務課税制管理グループ(内線125)

自動車税(県税)の納期限は5月31日(火)です

内 容 自動車税(種別割)の納付書は5月上旬に送付されます。お近くの金融機関やコンビニエンスストアで忘れずに納付しましょう。※スマートフォンによるモバイル決済や、インターネットを使ったクレジット納付もできます。

納 期 限 5月31日(火)

●県央振興局税務部 ☎0957・22・0508

マイナンバーカード出張申請受け付け

内容 職員が市内各所に出向き、マイナンバーカードの申請を受け付けます。
申請は写真撮影も含めて10分～15分で完了し、カードはご自宅に郵送でお届けします。
※必要書類に不足があった場合、カードは住民票所在地の役所などでの受け取りになることがあります。

対象 マイナンバーカードの交付申請を行っていない県民(本人のみ)

定員 各日30人程度

- 持参**
- ①個人番号通知カードまたは個人番号通知書
 - ②本人確認書類([A2点]、[A1点+B1点]、[B2点]のいずれか)
 - A: 写真付身分証
(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)
 - B: A以外の書類
(健康保険証、年金手帳、福祉医療費受給資格者証など、氏名・生年月日または氏名・住所が記載されたもの)
 - ③住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

※市民課マイナンバーカード窓口でも申請を受け付けています(平日8時30分～17時15分、無料写真撮影サービスあり)。

※新型コロナウイルス感染予防対策(マスクなど)をお願いします。また、発熱などの風邪症状がある場合は、利用を控えてください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、延期または中止する可能性があります。

5月	時間	場所	
12日(木)	10:00～ 12:00	鈴田出張所	
13日(金)		松原 //	
16日(月)		萱瀬 //	
17日(火)		三浦 //	
19日(木)		福重 //	
21日(土)	10:00～ 16:00	イオン大村店	
22日(日)			
23日(月)	10:00～ 12:00	竹松出張所	
24日(火)			
27日(金)			郡コミセン
30日(月)			中地区公民館

マイナポイント第2弾

内容 マイナポイントを申し込みの上、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、キャッシュレス決済サービスで使えるマイナポイントが付与されます(最大5,000円相当)。

対象 令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請をした人で、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人、または第1弾で受け取ったポイントが5,000円相当分未満の人

～マイナポイント取得までの流れ～



このほか、マイナンバーカードの健康保険証利用や公金受取口座に登録することで、それぞれ7,500円相当のポイント付与が予定されています。(6月以降に手続き開始)

期限 令和5年2月28日(火)

お問い合わせ マイナポイント総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178



▲総務省ホームページ
マイナポイント事業

観光振興課(内線242)

シュガーロードと市内のスイーツをPRする 観光パンフレットを作成しました

内容 (一財)空港振興・環境整備支援機構の助成を受け、日本遺産に認定された「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」のPRと市内のスイーツ店を紹介する観光パンフレットを作成しました。市内のさまざまなスイーツを掲載しています。ぜひご覧ください。



配布場所 市役所観光振興課、観光案内所(大村駅前)、観光コンベンション協会(大村公園内)、長崎空港ほか

環境保全課(内線149)

狂犬病予防の集合注射を実施します

内容 年に一度の狂犬病予防注射の時期になりました。次の日程で集合注射を実施します。飼い主は忘れずに接種させましょう。

- 持参**
- ①市からののがき(4月下旬発送)
 - ②接種費用(お釣りが無いよう準備してください)
 - ・狂犬病予防注射代…2,800円
 - ・注射済票交付手数料…550円
 - ③新規登録料…3,000円(未登録の場合)
 - ※鑑札の再交付を受けるときは別途1,600円

◆感染症対策にご協力ください

※会場ではマスクを着用し、検温や手指消毒へご協力ください。

※発熱などの風邪症状がある場合は、来場を控えてください。

◆動物病院でも接種できます

集合注射に参加できない場合は、必ず動物病院で接種してください。(料金は各院へ確認してください。)

堤動物病院(杭出津3丁目)	☎54・5577
森動物病院(富の原1丁目)	☎55・2231
藤井動物病院(池田1丁目)	☎52・1422
かず動物病院(宮小路3丁目)	☎56・2202
もみじ動物病院(竹松本町)	☎55・5733
はらだ動物病院(桜馬場2丁目)	☎48・8088

集合注射日程表

5月	時間	場所
17日(火)	9:35～10:15	西大村地区コミセン
	13:45～14:00	萱瀬ダム建設記念会館
	14:35～14:50	萱瀬出張所
18日(水)	9:50～10:30	郡地区コミセン
	13:35～13:50	上諏訪公民館
	14:25～14:40	坂口 //
19日(木)	9:35～10:30	木場 //
	13:35～14:00	椎池 //
	14:35～15:00	上久原 //
20日(金)	9:35～10:40	鈴田出張所
	13:45～14:10	溝陸公民館
	14:50～15:15	三浦出張所
21日(土)	9:05～10:30	市役所別館入口
22日(日)		
23日(月)	9:35～10:30	中地区公民館
	13:50～14:05	野岳湖公園駐車場
	14:40～15:05	松原出張所
24日(火)	9:35～10:30	竹松 //
	13:50～14:35	福重 //

※犬を固定することができる人が会場にお越しください。

※人や他の犬に危害を加える恐れがある犬は、必ず口輪をかけてください。